

岐阜県特別支援学校体育連盟 バレーボール専門部会規約

(名称及び事務局)

第1条 本専門部は、バレーボール専門部（以下「本部会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第2条 本部会は、事務局をバレーボール専門部長の勤務する学校に置く。

(目的)

第3条 本部は、県内の特別支援学校の児童生徒にバレーボール競技を普及し、生涯スポーツの振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒のバレーボールを通した活動に関する大会及び講習会等の開催
- (2) 本部やバレーボールの活動に関する広報
- (3) その他、本部の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本部に、次の役員を置く。

- (1) 専門部長 1名
- (2) 専門委員長 1名
- (3) 専門委員 若干名
- (4) 庶務 若干名
- (5) 監事 1名

第6条 専門部長は、特体連会長が委嘱する。

2 専門部長は、本部を代表し、事務を総括する。

第7条 専門委員長は、本部参加校の専門委員の中から選出し、専門部長が委嘱する。

2 専門委員長は、専門部長の指示により参加校の専門委員と協力し、事業を執行する。

第8条 専門委員は、本部参加校より1名選出し、専門部長が委嘱する。特体連理事との兼務は妨げない。

2 専門委員は、全体の会務を計画・立案し、執行する。

3 専門委員は、必要に応じて加盟校より専門部長が委嘱することができる。

第9条 庶務は、本部専門委員の勤務する学校から選出し、専門部長が委嘱する。

2 庶務は、会計及び記録、広報活動のとりまとめを行う。

第10条 監事は、会務を監督し、事務局以外の学校から選出し、専門部長が委嘱する。

2 監事は、会務を監督し、会計の監査を行う。

第11条 役員の任期は、1年度の期間とし、再任を妨げない。

(会議)

第12条 専門部の会議は、部顧問代表者会議及び部顧問会議とする。

2 部顧問代表者会議及び部顧問会議は、専門部長が招集する。

3 部顧問代表者会議は、専門部長、専門委員長、専門委員、庶務をもって構成する。

4 部顧問代表者会議は、規約の改廃、役員の選出、事業計画の立案、予算の議決及びその他の事業の執行に当たる。

5 部顧問会議は、専門部長、専門委員長、専門委員、庶務、各校の部顧問をもって構成する。

6 部顧問会議は、大会及び講習会等の運営等に関する事を審議し、決定する。

第13条 会議は、隨時これを開き、専門委員長が議長となり、事業等について審議する。

第14条 会議は、役員の半数以上の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決定する。

(経費)

第15条 本部の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(1) 経費に関する規定は、別に定める。

第16条 本部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則

1 本規約は、平成26年4月1日から施行する。

2 一部改正 平成27年4月1日

3 一部改正 平成28年4月1日